

令和4年5月31日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和4年5月31日（火） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 非農地証明について

### その他

### 出席委員

|          |            |           |           |
|----------|------------|-----------|-----------|
| 1番 柏木 健二 | 2番 田中 慎二   | 3番 谷 新子   | 4番 宮脇 和幸  |
| 5番 横段 登  | 6番 高本 光之   | 7番 立花 達也  | 8番 水場 光輝  |
| 9番 今井 満  | 10番 亀山 博司  | 11番 秋光 貴志 | 12番 大道 正孝 |
| 13番 長迫 秀 | 16番 椋開地 省二 | 17番 本末 満  | 18番 石田 尚則 |

### 欠席委員

14番 新田 隆次 19番 北村 正次

### 推進委員

山本 豊 林 敏夫 前田 耕壯 高畑 保久

### 事務局

沖元事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 谷田主査 庭月野主査 根本主事

(午後2時)

議長（長迫）：本日、北村会長が公務のため、会長職務代理者の私 長迫が議長を務めます。ご協力をお願いします。

それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和4年第5回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、11番 秋光委員、12番 大道委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、14番 新田委員、19番 北村委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書を送付しています。また、本日配付した資料は、「申請農地位置図」、「JAくれだより81号」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町有清2丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計2,510㎡の第2種農地です。

申請事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農を図るものです。

営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地が25アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。譲受人は、宝島ファームで3年ほど働いており、地域の産直部会や勉強会にも参加し、他の人と重ならないものを作りたいという意欲を持っています。これから先、一生懸命やってくれるんじゃないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：2番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は，下蒲刈町三之瀬字見東〇〇〇番〇，地目は畑，面積は168㎡の農用  
地区域内農地です。

申請の事由につきましては，譲渡人は，高齢より，耕作困難なため売却するもので，譲  
受人は，経営規模を拡大し，果樹を作付けするものです。

経営面積は，56アールありますので，下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。申請地の隣接地に譲受人の畑があり，何ら問題ないと思います。ご審  
議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：3番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は，豊町久比字西郷〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は15㎡の第2種農地  
です。申請の事由につきましては，譲渡人は，狭小地で，耕作困難なため売却するもの  
で，譲受人は，隣接地に加えて経営規模を拡大し，果樹を作付けするものです。経営面積  
は，12アールありますので，下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。申請地は，狭い土地なんです，その手前に譲受人が耕作している畑  
があります。荒らすよりは作ってもらった方がいいと思いますので，ご審議のほどよろし  
くをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、豊町大長字鳥越〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は畑、面積は合計で2,266㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。経営面積は、100アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。申請地は、譲受人と譲渡人が親戚同士の間柄で、譲受人の父が耕作しておられましたが、今回息子さん引き継いでやるということですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、豊町大長字西蒲野〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積は合計で2,093㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により、耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、新規就農し、果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地が20アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。申請地は、10年以上譲受人の父が作っていましたが、この度体調を崩されたということで、以前から収穫等手伝っていた息さんが、引き継いでやっていきたいということですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町南隠渡二丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は431㎡の第2種農地です。

転用目的は、進入路、駐車場及び庭敷として利用するためです。しかしながら、平成元年度頃から進入路、駐車場及び庭敷として利用されており、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。

関係法令につきましては、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は少し小高い所にあり、事務局の説明のとおり庭や進入路、駐車場になっておりまして、平成元年頃には既にできていたとのことで、致し方ないと思いません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、神山1丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は571㎡の第2種農地です。

転用の目的は、駐車場及び資材置場として利用するものです。規模等につきましては、事業用の駐車場3区画と仮設足場の資材置場として利用する予定です。

関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。譲渡人は申請地を相続するも遠方に住んでおり、耕作できないということで、地元の方と相談し、話がまとまったとのことでした。周辺に水稻を作付けしているところもあり、申請地が耕作放棄地となり荒れていると、イノシシのすみかとなることも

考えられるので、きれいに整備して使ってもらえればいいのではないかと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、栃原町字東谷下〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,919㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電施設として使用するものです。規模等につきましては、発電容量49.5kw、太陽光パネル156枚を設置するものです。

関係法令については、全量自家発電となるため、再生可能エネルギー発電事業計画認定の代わりとなる電気売買契約書の写しが提出されています。

また、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地の道を挟んだ反対側には水稻が作付けされているところもありますが、申請地周辺は荒れた土地になっています。また、申請地の上の段には、既に太陽光設備が設置されておりまして、今回はその続きとなるようです。この様子では、申請地をこれから畑や田として利用するのは難しいと思いますので、やむを得ないかと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、苗代町字湯舟〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,482.08㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電施設として使用するものです。規模等につきましては、発電容量44.55kw、太陽光パネル156枚を設置するものです。

関係法令については、全量自家発電となるため、再生可能エネルギー発電事業計画認定の代わりとなる電気売買契約書の写しが提出されています。

また、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。申請地の道を挟んだ反対側には野菜等が作付けされておりますが、申請地には太陽光設備ということで、排水対策もされて、土地も除草剤等は使わず草刈りで対応するとのことでしたので、周辺の農地には影響がないかと思われます。  
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、郷原町字一ノ松光山〇〇〇〇〇番〇〇〇，地目は田，面積は1983㎡の第2種農地です。

転用の目的は、従業員用の駐車場として使用するもので、規模等につきましては、駐車場38区画として整備するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。申請地は、譲渡人が以前は水稻を作付けされていたとのことですが、かねてから耕作することが難しいとの思いもあり、そういった中で申請地近くの譲受人から駐車場にしたいと話があったということで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高本委員：その前の案件にも関わることだが、農地転用の場合もできれば議案の中に年齢も入れてもらいたい。そうすることでストーリーがイメージしやすいのだが。



事務局：県のガイドラインを基にした統一的な申請書を使っていますが、5条の許可申請については、年齢を記入するようになっておりません。県のガイドラインで求めていることを申請書に書かせることは難しいと思います。しかし、農地集積の参考となることもあると思いますので、窓口対応で差し支えのない範囲で情報が得られましたら、報告させていただければと思います。

議長：他になければ、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、川尻町後懸〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で2,371㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接地を併用し、太陽光発電設備として使用するもので、規模等は、太陽光パネル1,020枚、発電容量464.1kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前田委員：推進委員 前田です。申請地は、野呂山に登るさざなみスカイラインから北西に少し入った所にある農地です。譲渡人は、遠方に居住しているため、耕作できなくなっている申請地を使ってくれる人を探していたところ、譲受人から太陽光発電設備の話があり、農地転用の申請となったものです。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、蒲刈町宮盛字中原〇〇〇番〇、地目は畑、面積は114㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接地の駐車場1台及び資材置場として利用するため、売買するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。申請地は、母屋と倉庫に囲まれた中庭みたいな土地で、母屋や倉庫と一体として活用したいとのことでした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、豊町久比字片山〇〇〇番、地目は畑、面積は102㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接地の駐車場2台及び庭として利用するため、売買するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に庭として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。申請地は隣接地の母屋の手前にあり、庭や駐車場として使用されています。譲受人は地域でいろんなことをやっており、母屋を使って何か始めるために、申請地を駐車場等で使いたいとのことでした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：譲渡人さんは以前地域おこし協力隊の方ではなかったか。

大 道 委 員：地域おこし協力隊の方ではなく、何年か前に地域を盛んにしようと久比地区に入って来られた方と聞いています。新聞には載った方だと思います。

議 長：他にないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の6ページから8ページをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が3件、農地法第5条の規定による届出が6件ございましたので、報告します。

事 務 局：続きまして、議案書の9ページをご覧ください。この1か月間に「非農地判断等に関する事務決裁規程」により証明したものです。非農地証明申請が1件あり、これを証明しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：農地に関する法律の重要な改正について、国会での動静について説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和4年第6回総会は、6月30日 木曜日 午後2時 から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和4年第5回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時35分)